

議案第 23 号

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部改正について

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 8 月 22 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 足立青少年の家の廃止に伴い、北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則（平成元年北九州市教育委員会規則第 16 号）を改める必要があるため、この議案を提出する。



**北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部改正について（概要）**  
**（青少年の家「足立青少年の家」の廃止）**

**1 改正の理由**

北九州市では、青少年の指導者の研修、青少年の宿泊研修その他により青少年の健全な育成を図ることを目的として、現在、市内に7つの青少年の家を設置している。

足立青少年の家は、昭和35年に小倉北区寿山町7番14号に設置された。

その後、昭和53年に建替えが行われ、都市近郊の自然を生かし、オリエンテーリングや市民のレクリエーションの場として活用できる社会教育施設としての役割を担ってきた。

しかし、近年、少子化の進行に伴う利用者の減少に加え、施設の老朽化が進んでいることから、平成28年に策定した「北九州市公共施設マネジメント実行計画」において、足立青少年の家は、令和7年度末までに、廃止することとし、令和5年12月議会で条例議案を提出し可決された。

そのため、改正条例の施行に合わせ、関係規則の改正を行うもの。

**2 改正の内容**

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則（平成元年北九州市教育委員会規則第16号）

足立青少年の家の管理及び運営を区長等が補助執行していることから、第7条第17号及び同条第18号から「足立青少年の家」を削除する。

**3 施行期日**

令和6年10月1日

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

北九州市教育委員会  
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則（平成元年北九州市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第17号中「足立青少年の家、」を削り、同条第18号中「足立青少年の家及び」を削る。

付 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

新	旧
<p>(区長等に補助執行させる事務)</p> <p>第7条 次に掲げる事務は、区長及び区長が指定する区役所の職員に補助執行させる。</p> <p>(1) ～ (16) 略</p> <p>(17) 畑キャンプセンター及びびキャンプ場の管理に関すること。</p> <p>(18) 畑キャンプセンターの使用料及び手数料の減免又は徴収の猶予に関すること。</p> <p>(19) 略</p>	<p>(区長等に補助執行させる事務)</p> <p>第7条 次に掲げる事務は、区長及び区長が指定する区役所の職員に補助執行させる。</p> <p>(1) ～ (16) 略</p> <p>(17) <u>足立青少年の家、畑キャンプセンター及びびキャンプ場の管理に関すること。</u></p> <p>(18) <u>足立青少年の家及び畑キャンプセンターの使用料及び手数料の減免又は徴収の猶予に関すること。</u></p> <p>(19) 略</p>